

ID: 961

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第68条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第68条第1項及び第2項の規定による。 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止) 第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。 2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日